

全登協発第8号  
令和8年2月2日

会員各位

一般社団法人 全国登録教習機関協会  
会長 久保田 靖夫  
(公印省略)

### 不適切な特別教育の修了証等について（注意喚起）

平素は、当協会の事業に関し格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、特別教育に関し、その修了証について不適切なものが流通しているとの情報が令和7年度の地域ブロック会議等において複数報告されているところです。

特別教育修了証については、法令上の規定はありませんが、特別教育を実施している教育機関（以下「教育機関」という。）が事業者の依頼を受けるなどにより、特別教育を実施し、修了者に交付することが実態となっています。

また、技能講習の講習科目の受講の一部免除の要件として、特別教育が必要な業務の経験を有していることが規定されており、特別教育修了証が技能講習の受講申請の際にその一部免除の証明書類として使用されることが一般的になっています。

このような中で、教育機関において、特別教育の学科教育及び実技教育の一部しか実施していないにもかかわらず特別教育修了証を交付するなど、不適切な事案が散見されるところであり、このような特別教育修了証が技能講習の受講申請の際に提出される事例がみられ、技能講習の受付事務に支障が生じているところです。

つきましては、当協会において、地域ブロック会議で会員機関から報告のあった不適切な事案等を別紙に取りまとめましたので、了知いただくとともに、会員機関におかれましては、下記にご留意の上、技能講習の受付事務等において適切な対応を取られますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課にも報告していますので、念のため申し添えます。

### 記

- 1 技能講習の科目一部免除の証明書類として提出された特別教育の修了証等の記載内容について、不備や矛盾点がないか十分に確認すること。特に、特別教育の実施範囲を明示

することなく交付しているもの（実技教育を含め特別教育全体が確実に行われていることが明らかなものを除く。以下同じ。）、交付者以外が実技教育を行うことを前提に交付しているものなど不適切な特別教育修了証が確認された場合は、実技教育を含め特別教育全体が確実に行われていることを確認すること。

- 2 特別教育の修了証等の記載内容に疑わしい点があった場合は、必要に応じその交付元に照会するなどにより確認を行うこと。
- 3 1において特別教育の修了が確認できない場合は、技能講習の所定の講習科目の一部免除について慎重に取り扱うこと。
- 4 特別教育の実施範囲を明示してすることなく交付しているもの、交付者以外が実技教育を行うことを前提に交付しているものなど不適切な特別教育修了証が確認された場合は、当該修了証等又はそのコピーを確保し、当協会に報告すること。

## 1 事案 1

A 教習センターにおいて、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（以下「整地等用」という。）運転技能講習の受講者が「走行の操作」の科目一部免除を受ける目的で、車両系建設機械（整地等用）の運転業務の従事経験の証明のため（以下の事案 2、事案 3 及び事案 4 において特別教育修了証提出の目的は同じ。）甲機関が交付した労働安全衛生規則第 36 条第 9 号の建設機械についての特別教育修了証を提出した。

この修了証は、実技教育を含めて行われたように見えるが、特別教育の実施範囲が明示されていないなどから甲機関に照会したところ、実施したのは学科教育のみであることが判明した。

A 教習センターでは、受講者を雇用する事業場に事業場として実技教育を実施しているかどうかについて照会し、実施していることが確認できたため、その実技教育の実施証明書を取寄せ、一部免除を認め、技能講習を受講させた。

## 2 事案 2

B 教習センターにおいて、車両系建設機械（整地等用）運転技能講習の受講者が、乙機関が交付した労働安全衛生規則第 36 条第 9 号の建設機械についての特別教育修了証を提出した。

受講者によれば、乙機関では、学科教育のみを実施し、その日付けで特別教育修了証を交付するとともに、受講者に後日その雇用されている事業場などで実技教育を受け、乙機関交付の特別教育修了証の裏面にその旨を追記するよう指導していたとのことであった。

B 教習センターでは、受講者が提出した特別教育修了証には、裏面に実技教育の記載がなかったため、保留にし、事業場に照会したところ、事業場で実施した実技教育の実施証明書が提出されたため、一部免除を認め、技能講習を受講させた。

## 3 事案 3

C 教習センターにおいて、車両系建設機械（整地等用）運転技能講習の受講者が、丙機関が交付した労働安全衛生規則第 36 条第 9 号の建設機械についての特別教育修了証を提出した。

受講者によれば、丙機関では、特別教育の受講者に当該機関作成のテキスト及び動画を送り、e-ラーニングで受講者に受講してもらい、所定の時間、自己学習の上、すべての学科科目が修了したことを確認することで学科教育を修了したこととするが、実技教育は行わず、受講者が自社において実務経験者から所定の時間実技教育を実施してもらい、その旨を丙機関に報告すると、丙機関名の特別教育修了証を交付するとのことであった。

C 教習センターでは、受講者に所属する事業場で行った実技教育の実施証明書の提出を

求めたところ、提出されなかったことから一部免除を認めなかったものである。

#### 4 事案4

D教習センターにおいて、車両系建設機械（整地等用）運転技能講習の受講者が、「事業者代行教育」と称する一般名詞に近い名称の機関が実施したとする労働安全衛生規則第36条第9号の建設機械についての特別教育修了証を提出した。

D教習センターでは、その機関名を不審に思い、当該機関の名称をインターネットで検索したところ、該当するものがなく、修了証の交付者を特定できなかったことから、一部免除を認めなかったものである。